

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	愛媛県美容専門学校
設置者名	愛媛県美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生分野 専門課程	美容学科	夜・通信	37 単位	6 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。印刷して持ち帰り・郵送対応可能。
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	愛媛県美容専門学校
設置者名	愛媛県美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

「理事名簿」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。印刷して持ち帰り・郵送対応可能。
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容室経営	令和3年5月31日～ 令和5年5月30日	組織運営体制への チェック機能
非常勤	美容室経営	令和3年5月31日～ 令和5年5月30日	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	愛媛県美容専門学校
設置者名	愛媛県美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>美容師養成施設指定規則に基づき授業計画を作成。</p> <p>シラバス(授業計画書)は前年度11月から各科目担当教員、教頭及び副校長が考案を開始し、教頭・副校長が3月に作成、校長が決定する。 4月に公表する。</p>													
授業計画書の公表方法	「シラバス」事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。印刷して持ち帰り・郵送対応可能。												
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>成績評価の方法・基準 学期末に筆記試験、実技試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験結果を100%とする。</li> <li>・筆記試験、実技試験ともに100点満点中41点を及第点とする。</li> <li>・及第点に達しないものについては、放課後の自己学習を確認したうえで再試験を実施する。</li> </ul> <p>各教科(科目)試験に於いての評価はA～Dの4段階及び無とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>点数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>81～100</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>61～80</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>41～60</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>0～40</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>学校が指定する試験を受けていない場合</td> </tr> </tbody> </table>		評価	点数等	A	81～100	B	61～80	C	41～60	D	0～40	無	学校が指定する試験を受けていない場合
評価	点数等												
A	81～100												
B	61～80												
C	41～60												
D	0～40												
無	学校が指定する試験を受けていない場合												

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

客観的な指標の算出方法

全科目の合計点の平均点を算出する。(100点満点で点数化)  
 また、算出した平均点を「～40.9点」「41.0～60点」「60.1.～70点」「70.1～80点」「80.1～90点」「90.1～100点」の6段階で区分し、順位付けをすることで各生徒の成績の分布状況を把握している。

指標の数値	～40.9 点	41.0～60 点	60.1.～ 70点	70.1～80 点	80.1～90 点	90.1～ 100点
-------	------------	--------------	---------------	--------------	--------------	---------------

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

「客観的な指標の算出方法」  
 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。  
 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

卒業の認定に関する方針「卒業認定方針」

当校では、所定の課程を修了し、下記のような能力を身に着けた学生を認定します。  
 2年間のカリキュラムを通して、美容師として必要な基礎的な知識と技術を習得するとともに社会に貢献できる実践的能力を身につけること。顧客のニーズに柔軟性をもって答えるコミュニケーション能力を身につけること。

学年間のテストの平均点が60点以上の者  
 全ての科目試験において、41点以上の者  
 校納金がすべて支払われている者  
 各教科の法定時数を満たしている者  
 その他卒業が妥当と認められる者

上記を踏まえ2月に卒業判定会議を行う。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

「卒業認定方針」  
 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。  
 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	愛媛県美容専門学校
設置者名	愛媛県美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	「貸借対照表」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。
収支計算書又は損益計算書	「消費収支決算書」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。
財産目録	「財産目録」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。
事業報告書	「2019年事業報告」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。
監事による監査報告（書）	「監査並びに意見書」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
衛生		衛生専門課程	美容学科	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
2年	昼	67単位	21単位		46単位	
		67単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
160人		67人	0人	8人	23人	31人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業方法 原則、本校教室にて講義または実習形式の授業を行う。
年間の授業計画 1年次は、美容師として基本となる技術から開始。ヘアカット・アレンジ・ワインディング・シャンプーブローといった美容の技術を基礎から学習。講義形式の学科授業も入学後開始。 2年次は引き続きヘア技術を中心に、カラーリングやパーマなど美容室で必要とさ

れる幅広い内容を学習。その他総合的に美容を学び技術向上を目指す。 また、美容師国家資格取得に向け本格的な国試対策授業を行う。												
成績評価の基準・方法												
成績評価の方法・基準 学期末に筆記試験、実技試験を行う。 ・試験結果を100%とする。 ・筆記試験、実技試験ともに100点満点中41点以上を及第点とする。  及第点に達しないものについては、放課後の自己学習を確認したうえで再試験を実施する。 各教科（科目）試験に於いての評価はA～Dの4段階及び無とする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>点数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>81～100</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>61～80</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>41～60</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>0～40</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>学校が指定する試験を受けていない場合</td> </tr> </tbody> </table>	評価	点数等	A	81～100	B	61～80	C	41～60	D	0～40	無	学校が指定する試験を受けていない場合
評価	点数等											
A	81～100											
B	61～80											
C	41～60											
D	0～40											
無	学校が指定する試験を受けていない場合											
卒業・進級の認定基準												
卒業の認定に関する方針「卒業認定方針」 当校では、所定の課程を修了し、下記のような能力を身に着けた学生を認定します。 2年間のカリキュラムを通して、美容師として必要な基礎的な知識と技術を習得するとともに社会に貢献できる実践的能力を身につけること。顧客のニーズに柔軟性をもって答えるコミュニケーション能力を身につけること。  学年間のテストの平均点が60点以上の者 全ての科目試験において、41点以上の者 校納金がすべて支払われている者 各教科の法定時数を満たしている者 その他卒業が妥当と認められる者												
学修支援等												
早朝や放課後等、課外での学習指導等												

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
58人 (100%)	0人 (%)	58人 (%)	0人 (%)
（主な就職、業界等） 美容師、美容業界			
（就職指導内容） 希望調査、面接指導、就職説明会の開催等			

(主な学修成果 (資格・検定等)) 美容師国家資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
91 人	13 人	14.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、経済的事由、病気治療専念の為		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任教員による面接、三者面談、生活指導、成績不振科目の個人指導、補習の開講、追試験・再試験の実施、学費納入遅延の了承等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	150,000 円	700,000 円	120,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
「学校自己評価報告書」 事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
主な評価項目：文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、教育活動・学生指導・国家試験合格率・就職・学生募集・財務状況等について自己評価を行った結果について評価する。 評価委員会の構成：企業・卒業生など 評価の活用方法：8月に職員会議を開催し、校長の責任で改善方策を立てる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
会社員	1年	企業等委員
会社員	1年	企業等委員
会社員	1年	企業等委員
個人事業主	1年	美容室オーナー
学校関係者評価結果の公表方法		
「学校関係者評価報告書」は事務所にて希望の方はどなたでも閲覧可能。 印刷して持ち帰り・郵送対応可能。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報



https://www.himebi.ac.jp/

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	愛媛県美容専門学校
設置者名	愛媛県美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		18人	15人	18人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	-人	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				18人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	一人	0人
計	人	一人	一人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。